

## 杉並区長 山田宏 殿

人や動物や固有の環境にやさしい行政施策の推進に、有り難く厚く御礼申し上げます。

東京杉並区（以下、区とさせていただきます。）は人々の規範として、区民のみならず全国から注目されています。下記について賛同署名と共に、その他の意見を添えます。

さて、数十年に渡る区の愛護動物施策や動物愛護の普及啓発は、他の多くの自治体とよく似ています。

法令順守のもと「動物が命あることに照らしながら、人との生活に心配りしつつ」行うことになっている数々の施策が立ち後れ、実りません。

動物愛護の立ち後れは、人の役に立ち人のために働く動物と人との「共生＝共棲」を広めます。

例えば、ヤドカリとイソギンチャクの相利共生のように、人と動物が互いの利益をとりかえながら、共に生きるスタイルです。

相利共生が栄えると、人の役に立たなくなり共生を解かれ、見捨てられた動物が区内に棲みます。

### 人と命ある動物が、共に固有の環境で暮らすための、法令順守の施策とは

動物の終生飼養、遺棄犯罪など、人に見捨てられる動物の抑止の対策。

動物の適正飼養、衰弱虐待犯罪、無登録取扱業など、不適切に飼い又は扱われる動物の対策。

適切な対策の長い間の立ち後れから、動物を人の役に立つ単なるペットと考える風潮がすすみ、動物が命あることの気運がすたれます。

やがて時が過ぎ、人に迷惑を思わせる動物や、区内に棲む動物が増えます。

区は、余分に増えたといわれる動物の排除対策に、相利共生の考えを取り入れようとしています。

一部の区民には負担を増やし、また一部の事業には受益を与える、かたよった共生です。棲むねこへの給餌を禁止して新たな飼い主をつけるなどの、ねこのマイクロチップ登録（有償）や、ペ

ット新税などの条例計画は、人と動物との間に第三者も登場し、互いの利益の交換をもっと複雑にします。

区の「飼い主のいない猫を増やさない活動支援事業」では、「飼い主のいない猫の、他人への侵害や事故の責任を、活動する区民の組織が負う」と判断させることから、相利共生に似た考えがあらわれます。

動物と利益をとりかえるのだから、不利益も交換させるといふ、人の身勝手な考えです。

動物は命あるものであり、人のために働き、人の役に立つだけのものではありません。

**人と動物との適切な共生とは、「人と、人の命とは少し異なるものの、やはり命ある動物と、同じところで共に生きること」と考えます。**

**区は、人に迷惑をかけるといわれる動物をこれ以上出さないために、法令を順守した区**  
**の役割を果たせます。区民だけではとてもできないことばかりです。**

一度手にした動物を一生涯に渡り飼い又は扱い続けるための、区の終生飼養推進の役割。

動物に産ませても、飼い又は扱い続けられないときに、その出産をコントロールするための、区の繁殖制限推進の役割。

命ある動物を繰り返し産ませ、気軽に譲り渡すなど、法令にそむく行いをいましめる、区の役割。

飼い又は扱う人が、適切に養い続ける施設や環境を保つ、注意、指導、勧告、命令などの、区の役割。

飼い又は扱う人のいるいないに関わらず、動物を殺し傷つける犯罪をなくすための、区の役割。

動物殺傷犯罪は重大犯罪の兆しであり、情報交換と先制対策により抑止できることが海外で検証されています。区に行政機関相互の情報交換の仕組みが未だありません。

人を死なせる狂犬病から、人を守る目的の犬の登録鑑札と注射済票無装着犯罪をなくすための、区の役割。病気の撲滅はもちろん、犬を飼い扱う人に法令順守の自覚と普及をめざします。

動物取扱業違反をなくすための、区の役割。改正新法では保管のほか、施設の有無に関係なく反復継続する動物の譲り渡し業もあてはまります。また、外来生物法を区は準用できます。

**人も動物も、命にやさしい暮らしと固有の環境を守る杉並区は、区民に動物愛護を広める法令順守の役割を果たしてください。**

**区の考える共生は、動物が互いに利益を交換して利用し合う、相利共生と似ています。**

**人と動物が利益も不利益も交換し、人の利益にならない動物を排除し、動物の命を思う区民を懲らしめる目的の条例はいりません。**

杉並区長 山田宏 殿

杉並区の愛護動物施策に係る、その他の意見

賛同し、意見と署名を添えます。

平成 年 月 日

住所

氏名

平成 年 月 日

住所

氏名

平成 年 月 日

住所

氏名

郵送宛先：  
〒166-8570東京都杉並区阿佐ヶ谷南1-15-1  
杉並区長 山田宏殿

Fax.宛先：03-3312-3531  
杉並区区政相談課気付 杉並区長 山田宏殿

所管郵送宛先：〒167-0051東京都杉並区荻窪5-20-1  
杉並区動物愛護法執行主務所管  
杉並区保健所生活衛生課殿

所管Fax.宛先：03-3391-1926  
杉並区動物愛護法執行主務所管  
杉並区保健所生活衛生課殿

動物との共生を考える懇談会報告と、動物との共生具体化検討委員会議事録をお確かめください。  
杉並区役所公式ホームページは <http://www.city.suginami.tokyo.jp/>

区政資料 > 報告書・アンケート結果 > 保健・福祉 > 動物との共生を考える懇談会